社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会(以下「法人」という。) の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を 定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、 その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいい、報酬とは明確に 区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、 報酬等は支給しない。なお、理事長に対しては別に定める。
- (1) 常勤の理事報酬
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(役員の報酬等)

第 4 条 役員に対して、各年度の総額が 1,000,000,円を超えない範囲で、報酬等の支給の 基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

- 第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、報酬別表第1に定める範囲内で、理事会に おいて決定する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、法人職員給与規程第6条の規定に 準じて支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営の ための業務にあたった都度、支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する 本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった 立替金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員等が出張する場合は、別に定める法人職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。 (報酬等の日割り計算)
- 第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から法人就業規則第29条にある休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。 (改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年5月27日より施行する。

別表第1(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 289,700 円
理事	月額 262,300 円

別表第2(非常勤の役員の報酬)

(1) 理事		
理事会等会議への出席	日額 5,000 円	
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000 円	
(2) 監事		
監事監査等への出席	日額 5,000 円	
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000 円	

別表第3 (評議員の報酬)

評議員会への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000 円